

第236回三重県開発審査会 審議概要

令和6年3月1日(金) 14時30分～ 三重県講堂棟 第131会議室

三重県 (事務局)	それでは、これより第236回三重県開発審査会を開催します。 まず、開催に先立ちまして、建築開発課長の吉村から、あいさつ申し上げます。
幹事	(三重県建築開発課長から挨拶)
三重県 (事務局)	それでは、実質的な審議に入ることになりますが、三重県開発審査会条例第4条第2項の規定に基づき、会長及び3人以上の委員が出席しなければ会議を開くことができないとされています。本日は1人欠席されていますが、会長及び5人が出席されていますので、本日の審査会は成立することを報告させていただきます。  今回の審査会においては、審査請求事件2件について、審理いただきます。  審議については、「三重県開発審査会の公開に関する方針」により、包括議決案件は公開、本審査案件は、個人情報が含まれることから、非公開となります。  それでは、条例第4条第1項に基づき、会長が議長となるとされていますので、ここからの議事進行を会長にお願いしたいと思います。会長、よろしく願いいたします。
会長	本日は、2件の審査請求の審理を行います。 それでは、まず、令和5年12月9日付け審査請求の審理を行います。 事務局から、説明をお願いします。

\* 第236回三重県開発審査会は、審査請求事件の審理であり、審査請求人の個人情報が含まれるため、非公開で開催しました。

2件の審査請求を裁決した。2件ともに却下をした。

1 令和5年12月9日付け審査請求について

ア 審査請求人が求める裁決

開発許可の取消など

イ 却下の理由

審査請求期間経過後になされたものであり、審査請求期間を経過した後に審査請求をする正当な理由も認められない。

2 令和5年12月13日付け審査請求について

ア 審査請求人が求める裁決

開発許可の取消など

イ 却下の理由

審査請求期間経過後になされたものであり、審査請求期間を経過した後に審査請求をする正当な理由も認められない。